

令和5年度_集団指導	資料 2
令和6年3月27日(水)	

軽度者に対する例外給付について

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の流れについて

1. 概要

隠岐広域連合では、軽度者に対する福祉用具の例外給付を認めており、その流れについては以前にも通知を行ったところである。例外給付の申請にあたっては原則、事前提出としているが、昨今ではサービス利用開始後に例外給付の申請を行うケースが散見されている。以上のことから、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて再度確認する必要がある。

2. 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る申請の流れ

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る申請については以下の流れで行う

①医師への医学的所見の聴取

例外給付の要件に該当する根拠となる医学的所見を聴取する。主治医意見書に所見の記載があれば、主治医意見書でも可能とする。

※単に「特殊寝台が必要」といった意見ではなく、状態を判断する根拠となる所見

②サービス担当者会議による検討

①の医学的所見に基づき、サービス担当者会議にて例外給付の必要性及び妥当性について検討を行い、例外給付が必要な理由をケアプランに記載する。

③「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認依頼申請書」を広域連合に提出 提出書類

- ・軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認依頼申請書
- ・医師の医学的所見の確認書類（主治医による意見の口頭書または主治医意見書など）
- ・サービス担当者会議の記録（写）
- ・ケアプラン第1表・第2表（介護予防プランは第1表～第3表、小規模多機能型居宅介護事業所の場合はライフサポートプラン様式1・様式2）

④貸与の開始

貸与期間終了後に、継続利用する場合は都度申請を行うこと。

3. 提出期限

原則として、サービス利用開始前の事前提出すること。

特別な事情等により事前提出できない場合は、事前提出できない理由を隠岐広域連合に報告し、サービス利用開始から概ね1カ月以内に申請書を提出すること。

※認定更新時に状態の変化が見込まれない場合は、暫定プランを作成し貸与期限前に提出、本プラン作成後に第1表・第2表を改めて提出すること。

特殊寝台及び特殊寝台付属品における例外給付の考え方

1. 概要

現在、隠岐広域連合では特殊寝台及び特殊寝台付属品（以下「特殊寝台等」という。）の例外給付を認めており、「ベッドや床からの 立ち上がりが困難」という理由で申請が行われるケースが多数見受けられる。

介護保険制度における福祉用具貸与は、軽度者への特殊寝台等の給付を原則認めておらず、基本調査における「寝返り」及び「起き上がり」ができない方に対してのみ例外として給付が認められている。以上のことから、特殊寝台等における例外給付の条件を再度確認する必要がある。

2. 立ち上がりが困難な場合のみでの例外給付は認められない理由と医師の所見の聴取のポイント

○理由

- ①介護保険制度を活用した特殊寝台等の貸与については、基本調査項目 1-3「寝返り」又は 1-4「起き上がり」ができない方に対してのみ保険給付が可能である。よって、その性質から、ギャッジアップ（背上げ）機能の使用を基本としていると判断でき、「立ち上がり」による寝台の高さ調節機能のみでの使用は想定されていないと考えられる。
- ②基本調査項目 1-8「立ち上がり」に該当する福祉用具は、「移動用リフト」のみである。

以上2点の理由から立ち上がりのみでの例外給付は不相当であると考えられる。

○医師の所見の聴取のポイントとサービス担当者会議における協議事項

①主治医意見書及び口頭書

少なくとも、①疾病名を含む医学的な所見と②該当する状態（例 寝返りが困難、もしくは医学的に禁止されている等）を具体的に聴取し、その結果③（i）～（iii）のどの状態像に該当するかについて、医師の明確な判断を得ることが必要となる。なお、記録にあたっては、④聴取日時・聴取方法・医師氏名を明記しなければならない。

例1) ①重度のリウマチにより、朝方は関節のこわばりが強く、日によって又は時間帯によって②起き上がりが困難な状態になるため、③（i）の状態に該当する者と判断できることを④令和〇年〇月〇日に、④〇〇病院 〇〇医師に電話で意見を聴取した。

例2) ①末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、状態が急速に悪化し、短期間のうちに、②起き上がりが困難な状態に至ることが確実に見込まれるため、③（ii）の状態に該当する者と判断できることを④令和〇年〇月〇日に、④〇〇病院 〇〇医師に電話で意見を聴取した。

例3) ①重度の逆流性食道炎で嚥下障害があり、特殊寝台の利用により、一定の角度に状態を起こすことで、②誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要があることから、③ (iii) の状態に該当するものと判断できることを、④令和〇年〇月〇日に、④〇〇病院 〇〇医師に電話で意見を聴取した。

②サービス担当者会議とその要点

医師による医学的所見を基にサービス担当者会議で特殊寝台等の必要性を協議する。

参 考

例外的に給付が認められる条件

対象外種目	状態像	認定調査の結果
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 (寝返り) 「できない」
	日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4 (起き上がり) 「できない」

医学的所見

- (i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
- (ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
- (iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する取扱いについて

平成18年4月の介護報酬改定により、軽度者に対する福祉用具貸与は、その状態像から利用が想定しにくい種目(以下、対象外種目という)については、原則として介護保険での保険給付ができなくなりました。ただし、軽度者であっても、一定の要件を満たすことにより保険給付を受けることができます。また、平成19年4月にその一定の要件について見直しが行われております。

○ 福祉用具の対象外種目及び軽度者

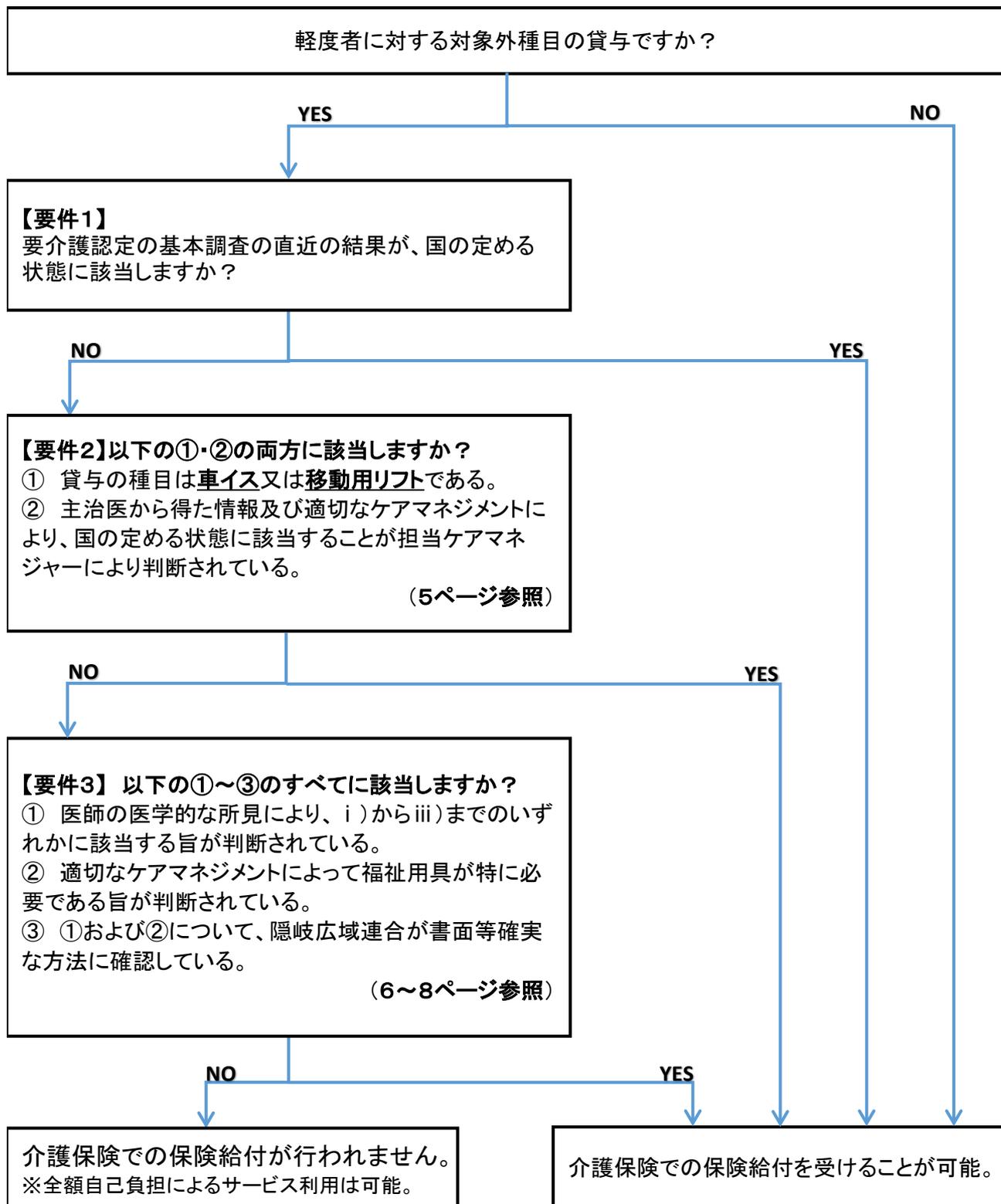
福祉用具の対象外種目及び軽度者は、下表のとおりです。

種 目		要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす	対象外種目	軽度者	○	○
車いす付属品	対象外種目	軽度者	○	○
特殊寝台	対象外種目	軽度者	○	○
特殊寝台付属品	対象外種目	軽度者	○	○
床ずれ防止用具	対象外種目	軽度者	○	○
体位変換機	対象外種目	軽度者	○	○
認知症老人徘徊感知機器	対象外種目	軽度者	○	○
移動用リフト(釣り具の部分を除く)	対象外種目	軽度者	○	○
自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)	対象外種目	軽度者	軽度者	○
自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のもの。)		○	○	○
手すり		○	○	○
スロープ		○	○	○
歩行器		○	○	○
歩行補助つえ		○	○	○

○…保険給付可能

○ 軽度者に対する福祉用具貸与の要件（フロー図）

軽度者が福祉用具貸与の保険給付を受けることができる要件は、大きく分けて3つあります。どの要件に該当するかは、以下のフロー図で確認してください。

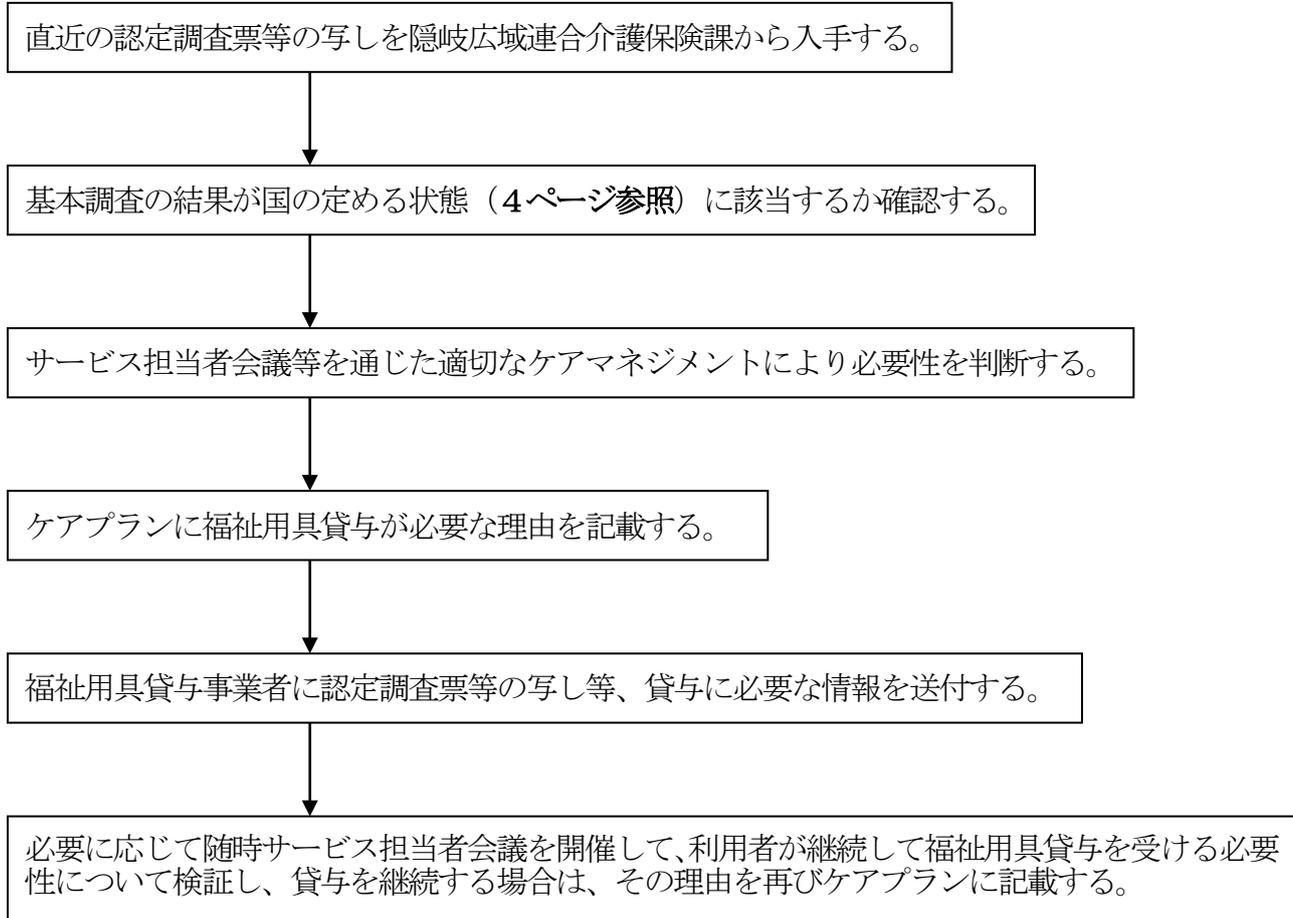


※【要件1】又は【要件2】により必要性を判断した場合は隠岐広域連合への確認手続きは必要ありません。

※【要件1】又は【要件2】のどちらにも該当しない場合に、【要件3】の判断及び隠岐広域連合への確認手続きが必要となります。

【要件1】の詳細

○ 要件に該当する場合の手順



● 注意点

※ 隠岐広域連合への確認手続きは必要ありません。

※ 福祉用具貸与事業所に認定調査等の写しを送付する場合は、事前(契約時の個人情報利用の同意を得る際など)に福祉用具貸与事業者に認定調査票等を提示することについて、利用者の同意を得ておく必要があります。

※ 移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断してください。その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要があり、「畳からポータブルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるためです。

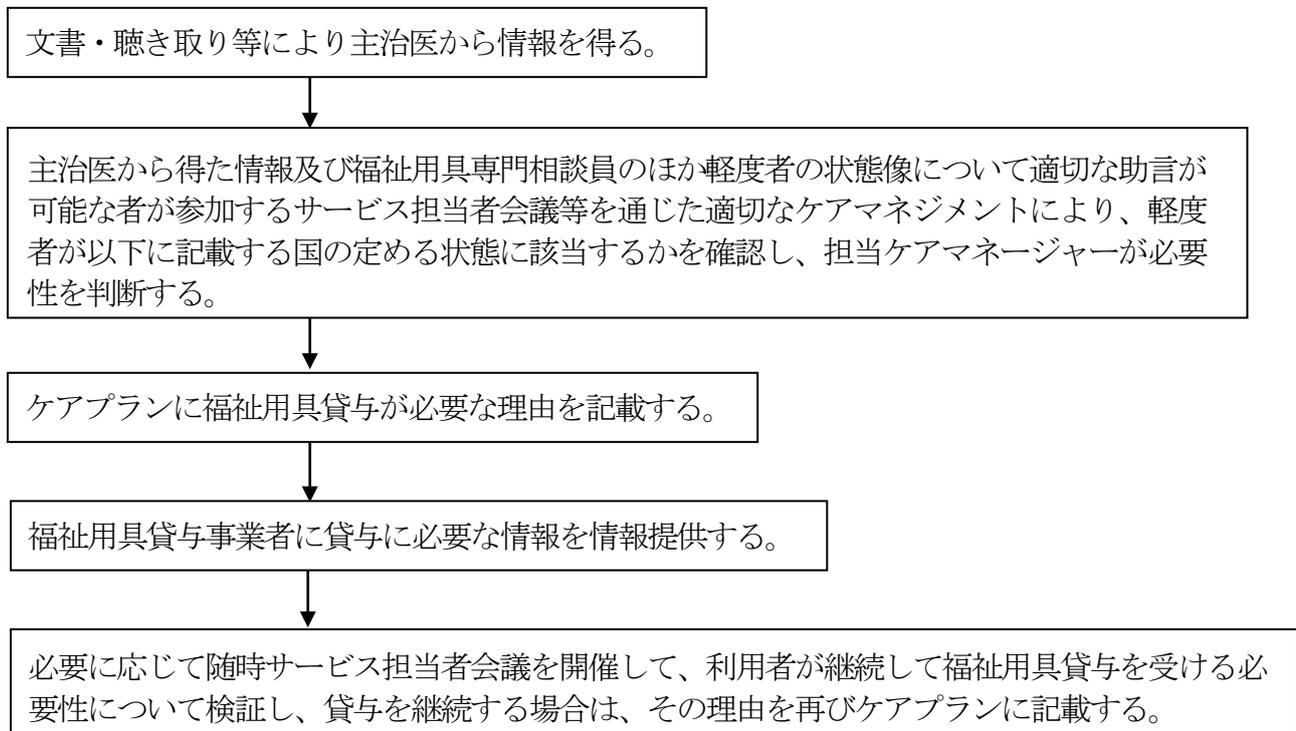
※ 上記手順により、軽度者に対する福祉用具貸与を判断した後で、追加で対象外種目の福祉用具を貸与する場合は、追加した福祉用具について上記手順による判断が必要です。

○ 国の定める状態

種 目	国の定める状態	判別方法
車いす及びいす付属品	日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7「歩行」 「3. できない」
特殊寝台及び特殊寝台付属品	<u>次のいずれかに該当する者</u>	
	1. 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4「起き上がり」 「3. できない」
	2. 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「寝返り」 「3. できない」
床ずれ防止用具及び体位変換機	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「寝返り」 「4. できない」
認知証老人徘徊感知機器	<u>次のいずれにも該当する者</u>	
	1. 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者	基本調査3-1「意思の伝達」 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2「毎日の日課を理解」 基本調査3-3「生年月日をいう」 基本調査3-4「短期記憶」 基本調査3-5「自分の名前をいう」 基本調査3-6「今の季節を理解」 基本調査3-7「場所の理解」のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8「徘徊」 基本調査3-9「外出して戻れない」 基本調査4-1「被害的」 基本調査4-2「作話」 基本調査4-3「感情が不安定」 基本調査4-4「昼夜逆転」 基本調査4-5「同じ話をする」 基本調査4-6「大声を出す」 基本調査4-7「介護に抵抗」 基本調査4-8「落ち着きなし」 基本調査4-9「一人で出たがる」 基本調査4-10「収集癖」 基本調査4-11「物や衣類を壊す」 基本調査4-12「ひどい物忘れ」 基本調査4-13「独り言・独り笑い」 基本調査4-14「自分勝手に行動する」 基本調査4-15「話がまとまらない」のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	2. 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2「移動」 「4. 全介助」以外
移動用リフト(つり具の部分を除く)	<u>次のいずれかに該当する者</u>	
	1. 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8「立ち上がり」 「3. できない」
	2. 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1「移乗」 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)	<u>次のいずれかに該当する者</u>	
	1. 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6「排便」 「4. 全介助」
	2. 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1「移乗」 「4. 全介助」

【要件2】の詳細

○ 要件に該当する場合の手順



○ 国の定める状態

種 目	国の定める状態	判別方法
車いす及び車いす付属品	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	上記のとおり
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	生活環境において段差の解消が必要と認められる者	上記のとおり

○ 注意点

※ 隠岐広域連合への確認手続きは必要ありません。

※ 車イスの貸与における「短距離歩行はできる方」、「屋内移動の支援は必要でない方」等について、一律的に「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当しないという判断は妥当ではない。

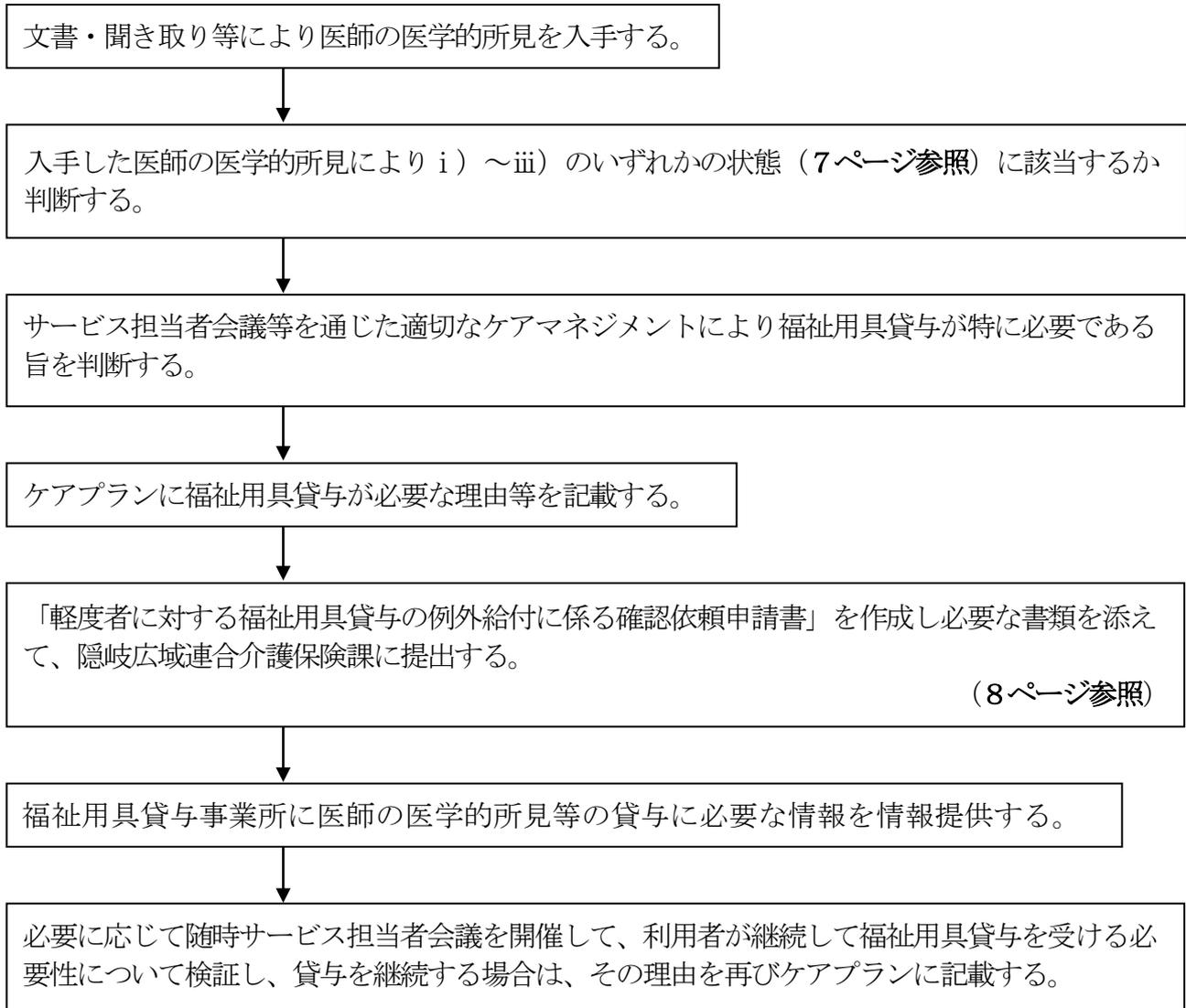
※ 聴き取りにより主治医から情報を得た場合は、聴取日時、聴取方法、聴取した内容、医師の氏名等を書面上で確認できるようにしておく。（ケアプランに記載、口頭書を作成など）

※ 主治医から得た情報については、主治医意見書や主治医による診断書による確認も可能です。

※ 上記手順により、軽度者に対する福祉用具貸与を判断した後で、追加で対象外種目の福祉用具を貸与する場合は、追加した福祉用具について上記手順による判断が必要です。

【要件3】の詳細

○ 要件に該当する場合の手順



○ 注意点

- ※ 医師の医学的所見とは、「特殊寝台が必要」などという意見を医師からもらうのではなく、i) ~ iii) のどの状態に該当するかを判断するための根拠となる医学的所見のことです。
- ※ 福祉用具貸与事業者に医師の医学的所見を情報提供する場合は、事前（契約時の個人情報利用の同意を得る際など）に、福祉用具貸与事業者に医師の医学的所見等を情報提供することについて、利用者の同意を得ておく必要があります。
- ※ 医師の医学的所見については、主治医意見書や医師による診断書による確認も可能です。
- ※ 隠岐広域連合による確認には有効期限があります。（認定有効期間）期限到来後も軽度者に該当し、継続して貸与をする場合は、再度上記の手続きが必要です。
- ※ 上記手順により、軽度者に対する福祉用具貸与を判断した後で、追加で対象外種目の福祉用具を貸与する場合は、追加した福祉用具について上記手順による判断および確認手続きが必要です。

○ i ~ iii) の状態

事例類型	状態像	主な事例内容（概要）
(i) 状態の変化	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に国の定める状態（4ページ参照）に該当する者。 （例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、国の定める状態（4ページ参照）となる。 《必要となる福祉用具》 特殊寝台/床ずれ防止用具/体位変換機/移動用リフト
		重度のリウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、国の定める状態（4ページ参照）となる。 《必要となる福祉用具》 特殊寝台/床ずれ防止用具/体位変換機/移動用リフト
(ii) 急性増悪	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに国の定める状態（4ページ参照）に該当することが確実に見込まれる者。 （例 がん末期の急速な状態悪化）	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で国の定める状態（4ページ参照）となる。 《必要となる福祉用具》 特殊寝台/床ずれ防止用具/体位変換機/移動用リフト
(iii) 医師禁忌	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から国の定める状態（4ページ参照）に該当すると判断できる者。 （例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）	（1）重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に状態を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 （2）重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 （3）重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に状態を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 《必要となる福祉用具》 特殊寝台
		脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。 《必要となる福祉用具》 床ずれ防止用具/体位変換機
		人口股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。 《必要となる福祉用具》 移動用リフト

※ 上記の事例内容（概要）は、あくまでも i) ~ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎません。また、逆に上記の事例内容（概要）の状態以外の者であっても、i) ~ iii) の状態であると判断される場合もあります。

○ 隠岐広域連合介護保険課への確認手続き方法

1 提出書類

- ① 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認依頼申請書
- ② 医師の医学的所見の確認書類（写）
 - ・主治医意見書
 - ・医師の診断書
 - ・サービス担当者会議の記録
 - ・主治医等による意見の口頭書 など
- ③ 貸与が特に必要である旨が判断されているサービス担当者会議の記録（写）
- ④ ケアプラン1・2表（介護予防プラン）

2 確認依頼者

介護支援専門員等のサービス計画作成担当者

- ・指定居宅介護支援事業者
- ・指定介護予防支援事業者
- ・指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者
- ・外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業者
- ・指定複合型サービス事業者（現在隠岐圏域には対象事業所なし）

※ サービス計画を被保険者自らが作成するものとして保険者へ届け出ている場合は、当該被保険者自身が確認依頼者。

3 提出期限

原則として、サービス利用開始前。

（更新認定の対象者で確認の有効期限の到来による、再度の手続きの場合は有効期限の終了前）

※ その他、特別な事情等により事前提出ができない場合は概ねサービス利用開始から1ヵ月以内とし、電話等により隠岐広域連合へ事前提出ができない理由を報告すること。

※

4 確認の有効期間

原則として、確認依頼書に記載された貸与開始日から要介護（支援）認定の有効期間終了日までとする。（区分変更認定等を受けた場合は、当該認定の有効期間開始日の前日まで）

5 確認済みの通知

確認でき次第、確認依頼者に対して電話及び確認通知書により通知致します。

6 様式

別紙を参照のこと

※ この文書及び確認依頼書の様式は隠岐広域ホームページよりダウンロード可能です。

《問い合わせ先》

685-0104 隠岐広域連合 介護保険課
島根県隠岐郡隠岐の島町都万 2016